

(別紙)

「量の見込み」の設定にあたっての主な補正内容、考え方

項目	主な補正内容、考え方
1号認定	
2号認定	
教育ニーズ	
保育ニーズ	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」、「保育園」の両方を選択した場合、幼稚園の利用意向として「量の見込み」が算出されるため。
3号認定	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「育児休業を取得した者」(主に0歳) ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ・事業の利用が見込まれない「現在は教育・保育を利用しておらず、子どもが歳になったら利用したい者」 ○国が「量の見込み」の手引きの補正として示した算出方法の例による ・1年を通して保育を利用する割合(7/12)を反映させる(0歳)
延長保育事業	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合
放課後児童健全育成事業	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ・利用希望日数が少ない(回答:数日程度)場合
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・泊りがけの預け先として「ショートステイを利用した」、「仕方なく留守番をさせた」と回答した数が極めて少なく、利用実態と著しくかい離していたため。
地域子育て支援拠点事業	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「保育園等の利用者」 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・利用希望者の利用希望がそのまま反映され、「量の見込み」が過大となるため。
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・2号認定(教育ニーズ)の子どもが通年で利用するという前提で量の見込みに反映されるため。
一時預かり事業(幼稚園在園児対象型を除く)、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ・事業の利用が見込まれない「保育園等の利用者」 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・利用希望者の利用希望がそのまま反映され、「量の見込み」が過大となるため。
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「緊急時に子どもを見てもらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・利用希望者の利用希望がそのまま反映され、「量の見込み」が過大となるため。
ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・放課後の時間を過ごさせたい場所をして「ファミリー・サポート・センター」を選択した数は極めて少なく、利用実態と著しくかい離していたため。